

令和6年 5月 8日

学術研究院医歯薬学域(医学系)教職員  
学術研究院保健学域教職員  
医学部職員  
岡山大学病院(医科)教職員  
各位

両備システムズ医学研究留学助成選考委員会委員長  
豊岡伸一

「両備システムズ医学研究留学基金」  
2024年度上半期 海外派遣助成事業の募集について(通知)

標記の件につきまして、「両備システムズ医学研究留学基金」による2024年度上半期海外派遣助成事業の募集をいたします。

つきましては、添付の募集要項を確認いただき、申請を希望される場合は、必要書類を揃えて、以下の募集期間に提出先メールアドレスへメール添付にてご提出ください。

○「両備システムズ医学研究留学基金」による海外派遣助成事業

岡山大学学術研究院医歯薬学域(医学系)、学術研究院保健学域、医学部及び岡山大学病院(医科に限る。)(以下、「学術研究院医歯薬学域等」という。)の教職員を海外派遣させることによって、医学研究の将来を担う活力ある若手研究者の人材育成を行うとともに、学術研究院医歯薬学域等の教育研究分野、診療科等が企画・立案する海外派遣プログラムへの支援を行うことで、医学系のグローバル化の推進に寄与することを目的としています。

- 募集期間：2024年5月8日(水)～2024年7月19日(金)【17時締切】
- 提出先：大学院医歯薬学総合研究科等総務課総務担当
- 提出先メールアドレス：<ishiyaku-jyoseikin@adm.okayama-u.ac.jp>
- 募集要項等掲載ホームページ：<https://www.mdps.okayama-u.ac.jp/research/grant/>

【本件担当：大学院医歯薬学総合研究科等総務課総務担当 山崎(7004)】

# 「両備システムズ医学研究留学基金」 2024年度上半期 海外派遣助成事業 募集要項

## 1. 趣旨

両備システムズ医学研究留学基金（以下「基金」という。）による岡山大学学術研究院医歯薬学域（医学系）、学術研究院保健学域、医学部及び岡山大学病院（医科に限る。）（以下「学術研究院医歯薬学域等」という。）の教職員を海外派遣させることによって、医学研究の将来を担う活力ある若手研究者の人材育成を行うとともに、学術研究院医歯薬学域等の教育研究分野、診療科等が企画・立案する海外派遣プログラムへの支援を行うことで、医学系のグローバル化の推進に寄与することを目的とする。

## 2. 対象者

学術研究院医歯薬学域等の教職員（短時間勤務職員及び非常勤職員を除く。以下、「教職員（常勤）」という。）のうち、以下のいずれかの条件を満たす者を対象とする。

- （1）2024年度末年齢が45歳以下（1979年4月2日以降生まれ）の若手教員のうち、研究を目的として海外派遣を希望する者
- （2）2024年度末年齢が原則として55歳以下（1969年4月2日以降生まれ）の教職員（常勤）のうち、学術研究院医歯薬学域等の教育研究分野、診療科等が企画・立案する海外派遣プログラムにより海外派遣を希望する者
- （3）2024年度末年齢が39歳以下（1985年4月2日以降生まれ）の若手教員のうち、国際学会への参加を目的として海外派遣を希望する者

ただし、（1）の場合は以下の条件を全て満たすこと。

- ・教育研究分野・診療科等の長（プロジェクト等に採用されている教職員（常勤）が本事業に申請する場合は、プロジェクト等の責任者）の了解が得られていること
- ・受入機関において、当該研究テーマに関する研究活動を遂行することについて、受入機関から許可を受けていること又は派遣前に許可を受けることが確実であること（受入機関の選定及び受入許可に係る手続きは、応募者自ら行うものとする。）

注）本事業は、学術研究院医歯薬学域等の在職者の海外派遣を支援することを目的としているため、退職後または海外派遣期間中に退職を予定している海外派遣計画については本事業の申請対象外とする。

## 3. 派遣期間

- （1）申請者が派遣を希望する期間（原則として、2025年度末までに派遣期間が終了すること）
- （2）研究又は海外派遣プログラムによる海外派遣の場合は、目的・内容に即して具体的かつ慎重に検討し、受入機関との十分な調整を経て、円滑に実行できる日程であること

#### 4. 海外派遣先の受入機関，参加する国際学会の定義

##### 【研究又は海外派遣プログラムの受入機関】

海外の優れた大学等の研究機関とする。

なお，次に掲げる機関は受入機関として認められない。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

##### 【参加する国際学会】

- ・学会の規模は，原則として200名以上が参加するものとする。
- ・学会において，シンポジスト，教育講演，パネリスト等の役割を担うものとする。

#### 5. 助成内容

- (1) 助成一件あたりの上限は，50万円とし，海外派遣に係る旅費として国立大学法人岡山大学職員旅費支給要項に基づき支給する。
- (2) 海外派遣に係る旅費が助成金額の上限である50万円を超える場合，他の財源により当該旅費を補填することができる。
- (3) 上記に関わらず，長期の海外派遣により，より高い効果が期待できるときは，上限額を超える助成を行うことがある。
- (4) 国際学会への参加を目的とする海外派遣（上記「2. 対象者」(3)に該当）の場合，当該国際学会の学会参加費についても支給できるものとする。
  - ※ 支給する学会参加費は，助成1件あたりの上限額に含まれるものとする。
  - ※ 旅費と学会参加費の合計額が，助成1件あたりの上限額を超える場合は，原則として学会参加費を優先するものとする。

#### 6. 助成総額

300万円程度／年度

#### 7. 募集期間

2024年5月8日（水） ～ 2024年7月19日（金）【17時締切】

#### 8. 申請手続き等

本事業による海外派遣を希望する教職員は，以下の書類等を大学院医歯薬学総合研究科等総務課にメールで提出すること。

<要添付書類>

- ① 両備システムズ医学研究留学助成申請書（指定様式あり）

※日程表を添付すること。（指定様式あり）

（参考）旅行雑費（国立大学法人岡山大学職員旅費支給要項より）

- ・ 旅行者の旅券の交付手数料，査証手数料，旅行代理店の手数料，空港施設利用料（これに類する費用を含む。），出入国税のほか当該外国旅行に通常必要な費用

- ・ 当該外国旅行に職務上必要な旅行者の予防注射料及び海外旅行傷害保険料
- ② 履歴書，業績調書，科学研究費補助金・助成金等の交付状況（指定様式あり）
- ③ その他，研究目的に応じて必要な以下の書類

《研究又は海外派遣プログラムの場合》

受入機関からの受入同意書等

簡易和訳をつけること。ただし，申請時点では受入機関からの内諾があることが分かるメール文でも可。採択後，受入機関からの受入同意書等を提出すること。

《国際学会への参加の場合》

- ・ 国際学会等が主催する国際会議のプログラム等の写し（役割および学会参加費が確認できるもの）
- ・ 学会の概要がわかる資料（簡易和訳をつけること）

※ 特別契約職員による応募も可能とするが，雇用財源によっては応募不可の場合もあるため，事前に事務部へメールにて本事業への応募の可否を確認すること。

【提出・問合せ先 E-mail：[ishiyaku-jyoseikin@adm.okayama-u.ac.jp](mailto:ishiyaku-jyoseikin@adm.okayama-u.ac.jp)】

## 9. 選考方法

両備システムズ医学研究留学助成選考委員会が審査，選考を行う。

【選考スケジュール（予定）】

- ・ 2024年8月 審査，助成者決定，採択通知送付
- ・ 2024年9月以降 事業開始（順次，派遣開始）

## 10. 採択者の義務・遵守事項

次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 本事業に採択された者は，派遣計画に基づいて研究活動，海外派遣プログラム業務，又は国際学会での責務に専念する。なお，以下の項目については原則として変更することはできない。

【研究又は海外派遣プログラムの場合】

- ・ 派遣期間
- ・ 受入機関
- ・ 受入責任者

【国際学会への参加の場合】

- ・ 派遣期間
- ・ 参加学会
- ・ 参加する国際学会における役割

なお，業務遂行上，やむを得ずこれを変更する必要がある場合は，その理由を示して事前に承認を得ること。また，申請書記載の期間より延長して滞在することが承認されても，本事業からの滞在費等の追加支給はないものとする。

- (2) 派遣期間終了後，1か月以内に「助成成果報告書」を提出すること。

- (3) 派遣期間中，受入機関も含めた他の機関等から給与を受けてはならない。
- (4) 岡山大学安全保障輸出管理規程の他，外国為替及び外国貿易法及びその他の輸出管理関係法令を遵守すること。
- (5) 本事業による海外派遣に伴う所属部局における研究上・教育上・職務上の影響を最小限に留めるよう努力すること。
- (6) 原則として，一時帰国は認められない。
- (7) ビザ等の海外派遣のための手続きについては，申請者が準備・手配を行うこと。
- (8) 本海外派遣事業にて共同研究を行った場合には，その成果について，帰国から3年後を目途に本委員会へ報告することとし，最終的に成果物として国際共著論文を提出すること。

#### 1 1. 派遣の取り消し等

上記の義務・遵守事項等に違反する他，次に掲げる事項のいずれかに該当すると本委員会が判断した場合にも，海外派遣の取り消し，旅費等の支給停止，又は支給済の旅費等の返還請求を行う。

- (1) 病気等のために派遣を継続できないことが明らかな場合
- (2) 申請書の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (3) 研究活動における不正行為，不正受給，研究費の不正使用，又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合（過去に行ったことが明らかとなった場合を含む。）
- (4) 本委員会に無断で一時帰国や派遣期間短縮等，計画の変更を行った場合
- (5) その他研究者倫理等に反する行為があった場合

【本件問合せ先】 医歯薬学総合研究科等総務課総務担当 山崎

E-mail : [ishiyaku-jyoseikin@adm.okayama-u.ac.jp](mailto:ishiyaku-jyoseikin@adm.okayama-u.ac.jp)

内線 : 7 0 0 4

## 両備システムズ医学研究留学基金による海外派遣助成に関する取扱要項

令和 2 年 7 月 7 日  
大学院医歯薬学総合研究科長裁定  
大学院保健学研究科長裁定  
医学部長裁定  
岡山大学病院長裁定

改正 令和 4 年 12 月 16 日

改正 令和 5 年 4 月 25 日

改正 令和 5 年 10 月 30 日

改正 令和 6 年 4 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、両備システムズ医学研究留学基金（以下「基金」という。）による岡山大学学術研究院医歯薬学域（医学系）、学術研究院保健学域、医学部及び岡山大学病院（医科に限る。）（以下「学術研究院医歯薬学域等」という。）の教職員の海外派遣助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学術研究院医歯薬学域等の教職員の海外派遣させることによって、医学研究の将来を担う活力ある若手研究者の人材育成を行うとともに、学術研究院医歯薬学域等の教育研究分野、診療科等が企画・立案する海外派遣プログラムへの支援を行うことで、医学系のグローバル化の推進に寄与することを目的とする。

(対象)

第 3 条 派遣は、学術研究院医歯薬学域等の教職員（短時間勤務職員及び非常勤職員を除く。以下、「教職員（常勤）」という。）のうち、次の各号に掲げるものを対象とする。

- 一 当該年度末年齢が 45 歳以下の若手教員のうち、研究を目的として海外派遣を希望する者
- 二 当該年度末年齢が原則として 55 歳以下の教職員（常勤）のうち、学術研究院医歯薬学域等の教育研究分野、診療科等が企画・立案する海外派遣プログラムにより海外派遣を希望する者
- 三 当該年度末年齢が 39 歳以下の若手教員のうち、国際学会への参加を目的として海外派遣を希望する者

(助成内容)

第 4 条 助成一件あたりの上限は、50 万円とし、海外派遣に係る旅費として支給する。この場合の旅費については、国立大学法人岡山大学職員旅費支給要項（令和 3 年 7 月 1 日学長

裁定)の定めるところによる。

- 2 前項の規定に関わらず、長期の海外派遣により、より高い効果が期待できるときは、上限額を超える助成を行うことができる。
- 3 海外派遣に係る旅費が助成金額の上限を超える場合、他の財源により当該旅費を補填することができる。

(選考委員会)

第5条 助成者を決定するため、両備システムズ医学研究留学助成選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 医学部長
- 二 大学院医歯薬学総合研究科長(又は医学系から選出された副研究科長)
- 三 大学院保健学研究科長
- 四 岡山大学病院長
- 五 岡山大学病院副病院長(医科研究担当)
- 六 株式会社両備システムズから推薦された者 1人
- 七 その他委員会が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもってあてる。

4 委員長に事故があるときは、第2項第2号の者がその職務を代行する。

5 委員会は、第2項第6号の委員が出席し、かつ、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 委員会の議決は、出席委員の過半数の議決をもって決定する。

(申請手続き)

第6条 海外派遣を希望する教職員(常勤)は、選考委員会委員長に、海外派遣の目的に応じて、別に定める助成申請書に必要書類を添えて所定の期日までに提出するものとする。

(助成決定手続き)

第7条 選考委員会は、前条の申請があった候補者の中から、派遣目的、期待される効果等を総合的に判断し、事業年度ごとに助成者を決定するものとする。

(報告)

第8条 海外派遣を完了した教職員(常勤)については、速やかに選考委員会委員長に、海外派遣の目的に応じて、別に定める成果報告書を提出するものとする。

(事務)

第9条 本件に関する事務は、大学院医歯薬学総合研究科等総務課において処理する。

(雑則)

第10条 本要項に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年7月7日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年12月16日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年4月25日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年10月30日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年4月25日から実施する。



両備システムズ医学研究留学基金による海外派遣助成に関する  
取扱要項第10条の規定の運用に関する申合せ

令和5年10月30日

令和6年2月21日

両備システムズ医学研究留学助成選考委員会委員長裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、両備システムズ医学研究留学基金による海外派遣助成に関する取扱要項(以下「要項」という。)第10条の規定に基づき、助成に関し必要な事項を定める。

(学会参加費について)

第2 要項第3条第3項に基づく海外派遣においては、国立大学法人岡山大学職員旅費支給要項(令和3年7月1日学長裁定)に定める旅費に加え、当該国際学会の学会参加費についても支給できるものとする。

第3 前項に基づき支給する学会参加費は、要項第4条第1項に定める助成1件あたりの上限額に含まれるものとする。

第4 旅費と学会参加費の合計額が、要項第4条第1項に定める助成1件あたりの上限額を超える場合は、原則として学会参加費を優先するものとする。

(雑則)

第5 この申合せによりがたい場合は、委員長が対応策を決定のうえ、委員会へ報告するものとする。

附 則

この申合せは、令和5年10月30日から実施する。

附 則

この申合せは、令和6年2月21日から実施する。